

## 健康経営の取組状況をチェックしましょう！

評価項目	認定要件(取組内容)	要件区分	チェック欄
① 経営理念	① 事業主自身が健康診断を受診しており、かつ、健康宣言を行っていますか？	必須	<input type="checkbox"/>
② 組織体制	② 青森県医師会健やか力推進センターの健康づくり担当者の養成研修等（申請年度又はその前年度に実施したもの）を修了していますか？  常勤従業員50人以上の事業場を有する事業所の場合、労働安全衛生法で選任を義務付けられた産業医、総括安全衛生管理者、衛生管理者、安全管理者の選任を確認するため、労働基準監督署に提出した選任報告の写しも必要です。	必須	<input type="checkbox"/>
③ 従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	③ 治療と仕事の両立支援のための環境を整えていますか？ (取組事例：時間単位の休暇制度、相談窓口の設置等)	選択	<input type="checkbox"/>
④ 制度・施策実行	④ 全ての常勤従業員が労働安全衛生法第66条第1項に定める一般定期健康診断を受けていますか？	選択	<input type="checkbox"/>
	⑤ 常勤従業員に対して「5大がん」検診の受診を勧奨するとともに、その受診時間を勤務時間扱いとするようになっていますか？	必須	<input type="checkbox"/>
	⑥ 常勤従業員に対して事業所が実施したがん検診の受診記録を保管しており、市町村の求めがあった場合に提供可能な状態ですか？	選択	<input type="checkbox"/>
	⑦ 常勤従業員を対象とした福利厚生事業として健康づくり（禁煙支援を除く。）に取り組んでいますか？ (取組事例：健診費用の負担、スポーツジムとの法人契約等)	選択	<input type="checkbox"/>
	⑧ 常勤従業員に対して健康診断やがん検診後の精密検査や、特定保健指導を受ける機会を提供していますか？	選択	<input type="checkbox"/>
	⑨ 受動喫煙防止対策を実施しており、空気クリーン施設の認証を受けていますか？	必須	<input type="checkbox"/>
	⑩ 常勤従業員に対してメンタルヘルス対策を行っていますか？ (心の健康づくり計画の策定、メンタルヘルス推進者の設置等4つの取組が必要です。)	選択	<input type="checkbox"/>
	⑪ 常勤従業員に対して禁煙支援を実施していますか？ (取組事例：禁煙外来費用の助成等)	選択	<input type="checkbox"/>
	⑫ 常勤従業員に対して歯・口腔の健康に関する取組を行っていますか？ (取組事例：協会けんぽ青森支部歯科健診事業の実施)	選択	<input type="checkbox"/>
	⑬ 事業所において、40歳以上の常勤従業員の血圧測定及び体重測定を週1回以上行っていますか？	選択	<input type="checkbox"/>
⑭ 評価・改善	⑭ 40歳以上の常勤従業員の健康診断の受診結果を把握していますか？	必須	<input type="checkbox"/>
⑮ 法令遵守・リスクマネジメント	⑮ 労働保険料と社会保険料を完納していますか？	必須	<input type="checkbox"/>

申請書類等の詳細、  
既に認定を受けた事業所の取組内容は、  
県のHPで御紹介しています。

青森県 健康経営 検索

認定に当たって最低限必要な項目数

$$\text{必須 } 6 + \text{選択 } 4 = 10$$

# 青森県健康経営認定制度のお知らせ

青森県にとって「健康経営」はとても大事なんですね。  
なぜなら…

青森県は40代から50代の働き盛り世代の死亡率が高いから。

僕たち世代は特に健康に気をつけなくちゃ！

なぜなら… 青森県は少子化が進み、働く世代の人口が減っているから。

子ども達のためにも僕たち世代の健康管理は大切だね！

なぜなら… 青森県内の事業所のほとんどが中小企業で、従業員の損失は会社への影響が大きいから。

これからは、会社ぐるみの健康づくりが求められています！

**40～50代男性の年齢階級別粗死亡率(人口10万人対)の比較**  
(H30年人口動態統計(確定数)より算出)

年齢階級	青森県	全国
40～44歳	約150.0	約140.0
45～49歳	約280.0	約260.0
50～54歳	約350.0	約330.0
55～59歳	約650.0	約550.0

**H25.10.1現在からH30.10.1現在までの人口減少率の比較**  
(総務省統計局「人口推計」から算出)

年齢層	青森県	全国
年少人口(0～14歳)	-12.0%	-11.0%
生産年齢人口(15～64歳)	-10.0%	-9.0%

**青森県内の従業員数別の事業所の状況**  
(H28年経済センサス・活動調査より算出)

県内事業所の97.1%が従業員50人未満の中小企業

# 青森県健康経営認定制度について

## 認定の対象

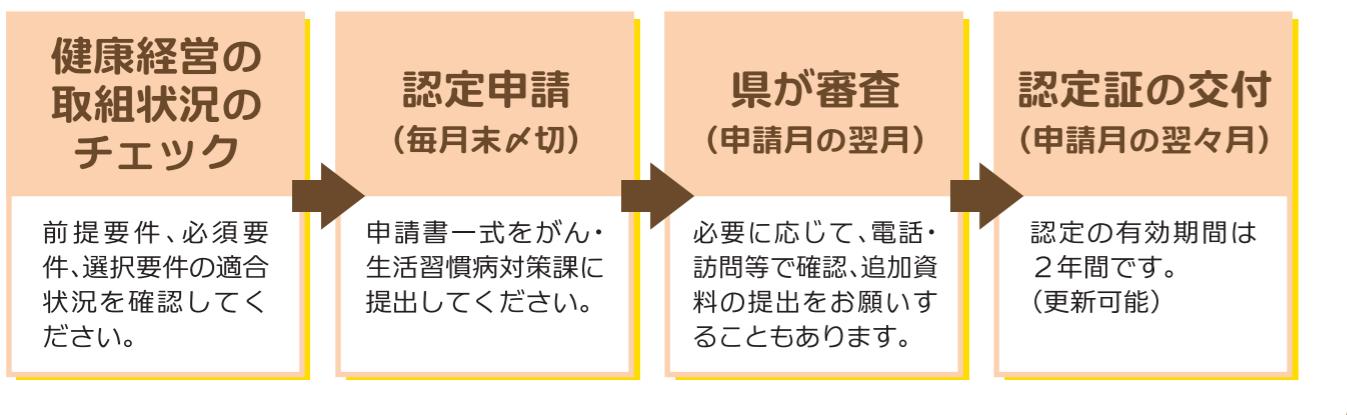
以下の要件を満たす、県内に事業の拠点がある事業所  
(常時雇用する労働者を有する法人、個人、団体(国及び地方公共団体を除く。))

(1) 前提要件	県税の滞納がない、関係法令への違反がない、暴力団との関係がないこと。
(2) 必須要件 (6項目)	① 事業主自身の健康診断の受診、健康宣言の実施。 ② 県医師会健やか力推進センター研修等(申請年度又はその前年度に実施したもの)修了者を健康づくり担当者として定めるなどの健康管理体制の構築。 ③ がん検診の受診勧奨及び勤務時間内にがん検診を受診できる体制の構築。 ④ 受動喫煙防止対策の実施、空気クリーン施設(施設内禁煙)の認証。 ⑤ 40歳以上の従業員の健康診断の結果把握。 ⑥ 労働保険料と社会保険料の完納。(社会保険料については適用除外に該当する場合を除く。)
(3) 選択要件 (4項目)	労働安全衛生法に定める定期健診の受診、従業員を対象とした健康づくりの実施、メンタルヘルス対策の実施等9項目から4項目以上を選択。

要件の詳しい内容は県ホームページで確認できます。



## 認定の手続き



## 認定のメリット

### 1 企業PR・イメージアップ

- ・県ホームページ等での事業所紹介
- ・求人票での青森県健康経営事業所である旨の表示
- ・県が実施する企業就職説明会の優先的参加

### 2 入札参加資格申請時の加点

- ・県の建設工事 ..... 5点
- ・県の物品・役務 ..... 4点
- ・八戸市の建設工事(八戸市内の事業所が対象) ..... 5点

### 3 県特別保証融資制度の利用

「選ばれる青森」への挑戦資金の利用

### 4 県内金融機関による低利融資

- ・青森銀行「あおぎん地方創生ファンド」
- ・みちのく銀行「みちのく地域活性化ローンふるさと・いきいき」
- ・青い森信用金庫「青い森しんきん地方創生ローン」等

### 5 県社会福祉施設等整備の優先的採択

- ・老人福祉施設、児童福祉施設、障害福祉施設

健康経営認定のため、必ず取り組んでいただきたいことはこちらです！

1

社長さん自身が健康診断を受け、健康宣言を実施してください。

- ・協会けんぽ加入事業所については、協会けんぽに健康宣言を登録してください。

問合せ先 協会けんぽ青森支部 017-721-2713

- ・協会けんぽ以外の健康保険組合に加入している事業所や従業員5人未満の個人経営事業所で社会保険の適用除外を受けている事業所については、従業員の皆さんに健康宣言の内容を周知してください。

2

「健康づくり担当者養成研修」を受講してください。

- ・県医師会健やか力推進センターが実施する「健康づくり担当者養成研修」等(申請年度又はその前年度に実施したもの)を受講してください。

問合せ先 健やか力推進センター 017-763-5590

※常勤従業員50人以上の事業場を有する事業所で、労働安全衛生法で産業医、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者の選任が義務付けられている場合は、その状況も確認します。

3

従業員の皆さんにがん検診の受診を勧めてください。

- ・がん検診がセットになっている協会けんぽの「生活習慣病予防健診」や市町村のがん検診を受けるよう勧めてください。
- ・がん検診を受診するために休暇を取らなくていいように、受診時間は勤務時間扱いができるようにしてください。



対象となるがん検診

厚生労働省が推奨する科学的根拠に基づく「5大がん」検診

種類	検査項目	対象者	受診間隔
胃がん検診	問診、胃部エックス線検査	40歳以上	1年に1回
	問診、胃内視鏡検査	50歳以上	2年に1回
肺がん検診	問診、胸部エックス線検査、喀痰細胞診	40歳以上	1年に1回
大腸がん検診	問診、便潜血検査	40歳以上	1年に1回
乳がん検診	問診、乳房エックス線検査(マンモグラフィ)	40歳以上	2年に1回
子宮頸がん検診	問診、視診、子宮頸部の細胞診、内診	20歳以上	2年に1回

4

「空気クリーン施設」の認証を受けてください。

- ・県内にある、従業員常駐の建物(支店、営業所、事務所等)を施設内禁煙とし、県に届け出ると、県が実態を確認の上、認証します。

【届出先】最寄りの県保健所  
※青森市内の事業所はがん・生活習慣病対策課

